

違反公表制度が始まります！

●違反公表制度について

利用者の防火安全に対する意識を高め、火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進を図ろうとするものです。

●公表の対象

特定防火対象物
(不特定多数の人が利用する劇場、飲食店、物品販売店舗、ホテルや一人で避難することが難しい方が利用する病院、福祉施設等)

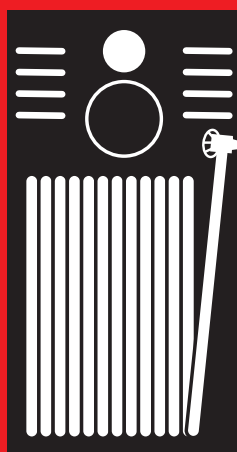
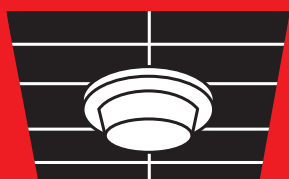


●運用開始

平成30年4月1日より

●公表の対象となる違反

消防法令により設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備が設置されていない
重大な消防法令違反



●公表する内容

建物の名称
建物の所在地
違反の内容

●公表の方法

鎌倉市のホームページに掲載、消防署・消防出張所での閲覧。



お問い合わせ / 0467-44-0963



鎌倉市消防本部